実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道4号　富谷地区電線共同溝PFI事業

国道４号富谷地区電線共同溝PFI事業　実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設などの名称及び種類	事業の対象となる公共施設等の種類として「電線共同溝、道路、道路付属物」と記載されておりますが、既に敷設されている情報ボックスの扱いについては、事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	情報BOXは「道路付属物」に含まれます。電線共同溝の施工の支障となる場合は、移設もしくは活用して施工してください。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設などの名称及び種類	「②種類」で記載されている「道路(車道、歩道、水路等)」には、植樹帯及び植樹帯内の樹木類が含まれているとの理解してよろしいでしょうか。	植樹帯は「道路」、樹木は「道路附属物」に含まれます。
3	実施方針	2	第1	1	(5) ②ア	特定事業の概要	調査・設計業務の「a　調査業務」について、どのような項目・内容を実施するのかご教示願います。 また、調査業務の内容は入札公告で開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
4	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	維持管理業務の対象は、電線共同溝の管路部、特殊部、横断部のみでよろしいか？	ご理解のとおりです。
5	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックの活用について記載されていますが、既存ストックに関する資料をご提示いただけるのでしょうか。	国の所有物は情報がありますが、民間企業の所有物は応募者において調査してください。東北地方整備局が所持する情報は閲覧要求において対応します。
6	実施方針	3	第1	1	(6)	事業形式及び権利関係	既存ストックを活用する場合、既存ストックに関する資料は開示されるのか？	国の所有物は情報がありますが、民間企業の所有物は応募者において調査してください。東北地方整備局が所持する情報は閲覧要求において対応します。
7	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	「既存ストックを活用する提案があった場合、国は当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占用者から取得する。」とありますが、既存ストック取得に要した費用は事業者の負担となるのでしょうか。	既存ストックの取得に係る費用は、国が負担します。
8	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、・・・令和26年3月31日までの約24年間を予定する。」とありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能との理解でよろしいでしょうか。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるとの理解でよろしいでしょうか。	一時中止については、契約書にもとづき協議することになります。
9	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが令和10年3月末より早期となる場合、その時期は年度末（3月末）のみと理解してよろしいでしょうか。 年度末とした場合、例えば設計2.5年、工事3.5年の合計6年間を設計業務・工事業務期間としてもよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
10	実施方針	4	第1	1	(9) ①	事業者の支払	「国への所有権移転後、令和10年度から令和25年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒しした場合、割賦方式による支払いも前倒しされるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
11	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者の支払	施設の所有権移転が、事業者の提案により早期となる場合には、①整備業務に係る対価の受領時期も早まり、所有権移転後から受領できるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
12	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者の支払	①整備業務に係る対価は、割賦方式により支払うとありますが、支払方法の詳細は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者の支払	国への所有権移転から割賦方式で支払いとあるが、設計・工事業務期間を短縮し前倒しで完成・引き渡しをした場合、支払期間も前倒しになりますか？	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
14	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者の支払い	提案により設計・施工業務を短縮した場合、整備業務、維持管理業務に係る対価の支払いも早めて頂けるでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
15	実施方針	4	第1	1	(10)	本事業の実施に関する協定等	選定事業者がSPCを設立しない場合、国との事業契約の相手方は、選定事業者が組成するJV等でしょうか。それともJVの組成は認められず、グループの代表企業との契約となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	9	第2	5	(1) ③	応募者の構成	SPCを設立しない場合、応募者の資格要件は構成企業（応募グループ）全体で満足することで応募可能との理解でよろしいでしょうか。	応募者共通の参加資格要件は全ての構成員が満たす必要があります。各業務の参加資格要件は構成員ごとに担当する業務ついては、実施方針に示すとおりです。
17	実施方針	9	第2	5	(1) ④	応募者の構成	SPCを設立する場合、SPCに出資することが構成員の条件でしょうか。出資しない場合は、構成員として認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	9	第2	5	(1) ③	SPC設立	SPCを設立することを基本とする一方で例外も認めるとのことですが、SPCを設立することに対して加点評価が得られるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
19	実施方針	9	第2	5	(1)	応募者の構成	③にある一定の条件を満たしSPCを設立しない場合、契約は代表企業単体もしくはグループ構成員複数の連盟もしくはグループ構成員共同企業体のいずれかとしてよろしいか？	詳細は入札公告時に示します。
20	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たすためSPCを設立しない場合で、既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合、東北地方整備局と協議により、既存ストック所有者が指定する企業を「協力業者」として追加するのか、もしくは「構成員」として追加するのかご教示願います。	第２　５　(1)⑦に示すとおりです。
21	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	構成員及び協力企業の「業務」は、「第1．1(5)②に掲げる業務」との理解でよろしいでしょうか。 また、その他企業は協力企業に含まれるのでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、代表企業または構成員、協力企業のいずれかに該当します。
22	実施方針	10	第2	5	(1) ⑥	応募者の構成	その他企業のうち、弁護士、税理士、監査法人、保険代理店など落札後に受託を予定する者は、参加表明書及び参加表明資格申請書類を提出しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	その他企業は特定事業以外の業務を実施する企業を想定しています。落札後に受託を予定する者が再委託先を指す場合は、ご理解のとおりです。
23	実施方針	14	第2	5	(4)	工事業者の参加要件	配置予定技術者の配置期間については、工事着手から完成（引渡）検査終了時までの期間とし、維持管理業務期間については、配置の必要がないものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	15	第2	5	(4) ③	工事企業の参加資格要件	配置技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者を複数名申請し、その中から選出することは可能でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
25	実施方針	15	第2	5	(4) ③	工事企業の参加資格要件	配置技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者として申請していない同等以上の技術力（実績、経験等）を保有する技術者へ変更することは可能でしょうか。	事業契約締結後において、やむを得ない理由（死亡、病気、出産、育児、介護、退職等）がある場合、東北地方整備局との協議のうえ、配置予定技術者と同等以上の者に変更することができます。詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
26	実施方針	16	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「平成22年４月１日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、実績の証明として、業務成績評価点およびTECRIS登録は必須なのでしょうか。また、貴局との受委託契約業務において工事監理業務の実績がありますが、この場合、受委託契約書の写しは実績の証明となりますでしょうか。ご教示願います。	発注者が要求する参加資格要件を確認する事が可能な証明書等であれば結構です。
27	実施方針	18	第3	1	(3)	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	「いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、東北地方整備局と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については、別紙5「リスク分担表」によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。」とありますが、 いずれの責めにも帰さないリスクの場合、東北地方整備局と事業者が分担を『協議』して負担するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、実施方針及び基本協定等の修正をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
28	実施方針	19	第3	2	(3) ②	維持管理業務の検査	「東北地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査を行い、維持管理業務に係る対価を支払う」とありますが、維持管理業務に係る対価支払は各年度末支払いとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
29	実施方針	22	第6	2	(1) ③	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	「東北地方整備局は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。」とありますが、事業者が東北地方整備局に対して損害賠償を請求する場合、下記(2)②に「東北地方整備局と事業者が協議して定めるもの」との記載があります。本件についても同様な扱いになるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、記載の追加をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
30	実施方針	22	第6	2	(2)	事業の継続が困難となった場合の措置	「東北地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合」とありますが、どのようなケースが想定されるのかご教示願います。	現時点では想定していませんが、該当する事象が発生した場合に適用します。
31	実施方針	25	第8	3	(2)	設計図書の閲覧	閲覧対象の設計図書（測量、予備設計成果）については、入札公告時に電子データで提供頂けると考えてよろしいでしょうか。	電子データの提供は行いません。
32	実施方針	25	第8	3	(2)	設計図書の閲覧	閲覧対象の予備設計成果では、既存ストックの譲渡条件、空き管路の状況等が示されていません。これらの資料は、入札公告時に示されると考えてよろしいでしょうか。示されない場合、既存ストックを所有する（または所有者との関係性から情報を把握できる）事業者とそうでない事業者で情報量に差異が生じ、特に既存ストック活用提案において公平性が担保されないと考えますが、いかがでしょうか。	前段は、国の所有物は情報がありますが、民間企業の所有物は応募者において調査してください。東北地方整備局が所持する情報は閲覧要求において対応します。 後段は、既存ストック活用の検討は契約後に実施する詳細設計で検討されます。
33	別紙5	32			2	リスク分担表	「国は事業者に遅延利息を支払う。」と記載がありますが、どのようなものを想定されているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
34	別紙5	32			3	リスク分担表	「事業者は国に遅延利息を支払う。」と記載がありますが、どのようなものを想定されているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
35	別紙5	32			5	リスク分担表	「基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加」と記載がありますが、不可抗力的に、極めて変動の大きいインフレ、デフレが生じた場合の金利変動リスクにおいては、東北地方整備局と事業者が分担を協議するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
36	別紙5	32			12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。本件は、消費税のリスク分担の扱いと同様に「すべての者に影響する」ものが事業者負担との理解でよろしいでしょうか。その場合、記載の追加をお願いします。	リスク分担表のとおりですが、いずれに該当するか判断結果の合理性を踏まえ、国と事業者の協議により決定する予定です。詳細は入札公告時に示します。
37	別紙5	33			13 14	リスク分担表	不可抗力リスクについて、事業者負担に「△」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、参考までに、「増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当までを事業者が負担し」の考え方をご教示願います。	性能指標は要求水準書（案）の記載のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
38	別紙5	33			16	リスク分担表	「法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額」とありますが、記載されている事象による事業契約額変更は、国と事業者にて協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
39	別紙5	33			16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、事業着手後、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
40	別紙5	33			17	リスク分担表	国が許認可を取得する必要とは、どのようなものを想定されているのかご教示願います。	現時点では、想定していません。
41	別紙5	33			20 21	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
42	別紙5	33			20	リスク分担表	説明に「合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」 とありますが、合理的な範囲とはどのようなものを想定されているのかご教示願います。 また、その他とはどのようなものを想定されているのかご教示願います。	要求水準書（案）第2.4.調整マネジメント業務(設計段階)(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。
43	別紙5	34			25	リスク分担表	「事業者による敷地に関する調査」とありますが、業務内容に家屋調査は示されておりませんが、家屋調査が必要になった場合を想定しての記載との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	実施方針　別紙5	34		26 27		リスク分担表 設計変更に関するリスク	工事費は、詳細設計の成果に基づいて見直し、確定されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
45	別紙5	34			27	リスク分担表	事業者の帰責事由以外での条件変更等が生じた場合は、国との協議の上、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	発生する事象により判断します。
46	別紙5	34			28	リスク分担表	「予備設計結果はあくまで参考として貸与する。」とありますが、詳細設計による事業費用の増加は、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
47	実施方針　別紙5	34		28		リスク分担表 設計図書の瑕疵リスク	「予備設計成果はあくまで参考として貸与する。」との説明がありますが、各グループ同条件での入札価格を算定するための重要な見積参考資料となります。 一方、「予備設計成果の瑕疵による増加費用又は損害」は、全て事業者の負担となっていますが、「26　設計変更に関するリスク」と同様に国の負担になると理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表に示すとおりです。
48	別紙5	34			35	リスク分担表	国、事業者の帰責事由以外で本施設の引渡しが遅延した場合の増加費用又は損害は、国と事業者が協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
49	別紙5	34			35	リスク分担表	損害遅延金の算出方法についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
50	実施方針　別紙5	34		39		リスク分担表 第三者への損害リスク	工事の施工に伴う第三者への損害において、通常避けることができない事象は、任意の保険等でてん補される範囲は事業者の負担、それ以外は国の負担というような区分となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
51	別紙5	34			40	リスク分担表	「ただし、保険によりてん補された部分を除く」とありますが、事業者側でどの範囲のリスクまで想定し保険料を負担すべきか基本的な考え方についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
52	別紙5	34			41	リスク分担表	「その他国の帰責自由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害」は事業者負担とありますが、支障移転工事実施中に第三者へ及ぼした損害が起因となった場合の考え方についてご教示願います。	既存施設の移設・解体撤去・復旧業務は本特定事業の業務内容であるため、事業者の負担となります。
53	別紙5	35			42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
54	別紙5	35			44	リスク分担表	物価上昇リスクについて、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で物価上昇をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、物価変動は一定の条件を満たす場合は、協議により変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおりです。詳細は入札公告時に示します。
55	実施方針　別紙5	35		44		リスク分担表 物価上昇リスク	物価上昇分の金額を算定する際には、何の指数を適用するのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
56	別紙5	35			53	リスク分担表	国の帰責事由によるリスクについて、事業者負担欄に「○」が記載されていますが、どのようなものを想定されているのご教示願います。	維持管理費の減額を想定しています。
57	別紙5					リスク分担表	番号53のリスクが生じた場合、「国は事業者に生じた費用を負担する。」とありますが、事業者にも○がついております。国だけに○という理解でよろしいでしょうか。	維持管理費の減額を想定しています。
58	別紙5	35			55	リスク分担表	物価上昇リスクについて、事業者負担に「△」が記載されておりますが、事業者側で物価上昇をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。また、物価変動は一定の条件を満たす場合は、協議により変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
59	別紙5	35			55	リスク分担表	「一定の条件を満たす場合」と記載がありますが、「一定の条件」についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
60	別紙5	36			60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。参考までに不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	不可抗力に対する事業者の負担については、リスク分担表の番号13,14に示すとおりです。
61	別紙5	36			61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力との位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	前段は、国及び事業者が法令変更の内容に応じて、協議することとなります。 後段は、法令変更に対する事業者の負担については、リスク分担表の番号11,12に示すとおりです。

国道４号富谷地区電線共同溝PFI事業　実施方針に係る意見回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	本事業の予定価格と設計、工事、維持管理業務それぞれの内訳を公表していただけないでしょうか。	本事業の予定価格は公表しません。 内訳については、入札公告時に示します。
2	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	既存ストックを活用する工事を行うものは、既存ストック所有者からの業務委託実績を持つこととされていますが、この条件に該当する東北地方整備局の「通信設備工事」の参加資格認定を受けている企業数は十分に存在しますでしょうか。企業数が少ない、または、特定のグループ企業に集中しているような状況の場合、既存ストック提案を行うことが困難となるため、参加資格要件を再考いただけますでしょうか。	前段は、民間企業の受注実績については把握しておりません。 後段は、既存ストックとして活用する管路等の内部にある設備等は民間企業の所有物であり、所有する企業の受注実績も参加要件の一つとして考えます。
3	実施方針	26	第8	4		今後のスケジュール	質問回答の公表から審査資料の提出期間を十分に確保いただきたい。特に第2回は約2週間程度は見込んでいただきたい。	詳細は入札公告時に示します。
4	実施方針　別紙1	28				事業対象区域図	実施方針 第8.3(2)に設計図書が閲覧可能との記載がありますが、閲覧では把握不十分と考えられます。事業対象区域における管路・マンホール（電力、通信、上水道、下水道）等の詳細図面を公表していただけないでしょうか。	国の所有物は情報がありますが、民間企業の所有物は応募者において調査してください。東北地方整備局が所持する情報は閲覧要求において対応します。
5	別紙5					リスク分担表	番号14、不可抗力事由による維持管理対象施設の損傷については、施設所有者である「発注者」が負担されるのが当然であると考えられます。事業者の負担を無くすよう再考ください。	内閣府の「PFIの事業契約の条項（案）」でも示されていますが、公共工事標準契約約款第29条第4項においても請負代金の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方をしているものです。
6	別紙5	34			28	リスク分担表	リスク分類「調査・設計-設計図書の瑕疵リスク」について、「予備設計結果はあくまで参考として貸与する。」とありますが、唯一の参考資料の内容如何により事業者の増加費用または損害を受けるのでは、検討の拠り所がないため、国側も「○」とし、発生事象によっては「国と協議できる」といった内容にしていただきたい。	リスク分担表に示すとおりです。
7	別紙5	34			39・40	リスク分担表	第三者への損害リスクについて、事業者の帰責事由がある場合以外は国の負担としていただきたい。	リスク分担表のとおりとしますが、詳細は入札公告時に示します。
8	別紙5	34			41	リスク分担表	第三者への損害リスクについて、「その他　国の帰責事由以外で」を「事業者の帰責事由により」に変更していただきたい。	リスク分担表のとおりとしますが、詳細は入札公告時に示します。
9	別紙5	35			47・48	リスク分担表	第三者への損害リスクについて、事業者の帰責事由がある場合以外は国の負担としていただきたい。	リスク分担表のとおりとしますが、詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	3	第1	7	(5)	事業期間	設計業務・工事業務の期間は上限8年となっていますが、事業契約の締結予定が令和3年3月であるため、令和2年度も含んで8年間（令和10年3月の期限は変わらない）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書(案)	3	第1	7	(5)	事業期間	設計業務・工事業務期間を短縮できるとあるが、その場維持管理業務期間（16年）を前倒しで開始し、最終の完成・引渡しが前倒しで行うことは可能か？	詳細は入札公告時に示します。
3	要求水準書(案)	5	第1	13		事業期間終了時の水準	「事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で維持管理対象施設を保持していなければならない。」とありますが、維持管理対象施設の供用に伴う摩耗、傷等の経年劣化は対象外と理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
4	要求水準書(案)	5	第1	14		要求水準の変更	「東北地方整備局は、その他の事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある」とありますが、要求水準の変更に伴い、費用が増減する場合は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
5	要求水準書(案)	6	第2	1	(1)	一般事項	「事業者は、選定された自らの提案に基づき、本施設の調査・詳細設計業務を実施する。」とありますが、詳細設計により生じた工事数量の差分は設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
6	要求水準書(案)	6	第2	1	(1)	一般事項	電線管理者とは、東北電力、NTT東日本の2社と理解してよろしいでしょうか。	第２　４　(5)に示す占用業者等です。
7	要求水準書(案)	6	第2	1	(1)	一般事項	地域住民等関係機関に該当する具体的なメンバーをお教え願います。	地域住民や沿道に立地する企業及び交差する道路の管理者、所轄警察署などへの説明を想定しています。
8	要求水準書(案)	7	第2	1	(7)	設計図書等の提出	「事業者は、工事着工前予定日の1ヶ月前までに、共通仕様書に基づき以下の設計図書を作成し、東北地方整備局に提出するものとする」とありますが、部分提出の可否についてご教示願います。	設計成果の分割は想定していません。
9	要求水準書(案)	8	第2	1	(9)	テクリスへの位置情報の入力	テクリスへの位置情報の入力について記載がありますが、代表企業や構成企業のテクリス登録が可能との理解でよろしいでしょうか。	調査・設計業務を担う企業が登録してください。
10	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	「埋設物調査の必要性が確認された場合、地下埋設物の状況を把握するために試掘又は非破壊の埋設物探査を実施する」とありますが、本事業の入札価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
11	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	調査項目に、測量調査、家屋調査、水文調査に関する記載がありませんが、必要となった場合は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	試掘調査で配置する交通誘導警備員については、入札価格に反映される交通誘導警備員の延べ人数をご提示いただけるのでしょうか。または、第５．１(4)維持管理期間と同様に設計変更の対象となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
13	要求水準書(案)	9	第2	2	(1)	調査項目	「調査内容が確定した場合は、東北地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする」とありますが、試掘調査個所数、埋設物探査個所数等についても設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
14	要求水準書(案)	9	第2	2	(3)	設計項目	「必要に応じ東北地方整備局と協議の上、道路詳細設計を実施する」とありますが、本事業の入札価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書(案)	9	第2	2	(4)	既存ストックの活用について	「譲渡費用、改造工事、支障移転工事等を含めたトータルコストの比較を行い」とありますが、譲渡費用も本工事費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	譲渡費用は本工事費には含みません。
16	要求水準書(案)	9	第2	3	(2)	定義	「BIM/CIMモデルを活用する業務であり、本業務では試掘及び埋設物探査及び対象工種(構造物)は、道路(地下構造物設計)とする。」とありますが、試掘及び埋設物探査への適用については、2.(1)で記載されているとおり、貴局との協議の上、適用の可否を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書(案)	10	第2	3	(4)	BIM/CIM活用業務の実施	本事業に測量調査は含まれるのかご教示願います。また、含まれない場合、CIM用の3次元測量図は、貸与して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、本事業に測量調査は含んでおりません。 後段は、3次元測量図は所有していません。
18	要求水準書(案)	10	第2	3	(4)	BIM/CIM活用業務の実施	「BIM/CIM モデルの作成にあたり、BIM/CIM ガイドラインを参考に、東北地方整備局と事業者間協議で以下の内容を決定する。以下の内容について、変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。」とありますが、本事業の入札価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書(案)	11	第2	3	(4)	BIM/CIM活用業務の実施	2)のa)情報共有システムについては、こちらで準備する必要があるでしょうか。 こちらで準備する場合、サードベンダーのサービスを使用することとなりますが、サービスの契約者は発注者とし、受注者は契約を代行するという認識でよろしいでしょうか。 受注者が契約者となる場合、当該システムは業務期間中のみの使用となり、業務終了後に使用ができなくなることが想定されます。	前段は、事業者が準備してください。 中段は、事業者が契約してください。 後段は、ご意見として承ります。
20	要求水準書(案)	12	第2	3	(6)	BIM/CIM活用業務の費用について	「BIM/CIM活用業務に要する費用は、当初見込んでいないため、「BIM/CIM実施計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。」とありますが、本事業の入札価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
21	要求水準書(案)	12	第2	4	(4)	支障物件等調査及び移転協議	家屋調査について記載がありませんが、家屋調査は本事業に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。また、家屋調査が必要となった場合は設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書(案)	12	第2	4	(4)	支障物件等調査及び移転協議	「占用業者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、」とありますが、前段の(2)業務計画では、「業務計画書は、業務着手の前営業日までに東北地方整備局へ提出する。」と記載されております。占用業者との協議は、業務着手後に実施するため、事前に業務計画書への記載することは困難と考えるため、「事前に記載すべき内容」とはどのような内容であるのかご教示願います。	事前に記載すべき内容とは、支障物件等の移転に関する確認事項及び協議・決定予定時期等を想定しています。
23	要求水準書(案)	12	第2	4	(4)	支障物件等調査及び移転協議	「占用業者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、変更がある場合には」とありますが、変更がある場合とは、詳細設計による支障物移設計画の変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書(案)	12	第2	3	(6) 1)	BIM/CIM活用業務の費用	「前条(4)、(5)」は、「上記(4)、(5)」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	12	第2	3	(6) 2)	BIM/CIM活用業務の費用	「2)BIM/CIM 活用業務に要する費用」は、入札価格に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 また、見積書の妥当性を確認したうえで契約金額の変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
26	要求水準書(案)	13	第2	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管等の協議	「引込管、連系管及び連系設備に係る費用については、東北地方整備局と協議して決定する」とありますが、本事業の入札価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
27	要求水準書(案)	13	第2	4	(7)	道路標識、照明灯、信号等の計画調整	「道路標識及び照明灯は、事業者が関係機関と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする」とありますが、事業者が設計を行う場合、費用は設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書(案)	13	第2	4	(7)	道路標識、照明灯、信号等の計画調整	「信号機は、道路管理者が所轄警察署と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする」とありますが、事業者が設計を行う場合、費用は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書(案)	16	第3	1	(5)	技術者の専任	「事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。」とありますが、試掘工事を工事企業が実施する場合も同様の扱いであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 試掘は調査設計企業が実施してください。
30	要求水準書(案)	17	第3	1	(8)	施工時期、時間、施工方法の制限事項	昼間施工の時間制約ありとなっていますが、関係機関から時間的制約条件を受けた場合、整備局と協議を行い、設計変更の対象となるか？	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)	18	第3	1	(10)	安全対策（埋設物等公衆物損事故防止）	「試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は追加調査を実施する。」とありますが、追加調査費用は、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	調査・設計業務に含みます。工事の設計変更は想定していません。
32	要求水準書(案)	18	第3	1	(11)	交通安全に関する事項	「本工事の施工にあたっては、交通誘導警備員を配置するものとする。なお、詳細については、東北地方整備局と協議するものとする。」とありますが、交通誘導警備員の延べ人数は、別途入札公告でお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
33	要求水準書(案)	18	第3	1	(11)	交通安全に関する事項	工事期間中に配置する交通誘導警備員については、入札価格に反映される交通誘導警備員の延べ人数をご提示いただけるのでしょうか。または、第5．1(4)維持管理期間と同様に設計変更の対象となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
34	要求水準書(案)	21	第3	1	(19) 2)	完成（引渡）検査	工事の完成のときに工事成績が評定され、成績評定点を記載した工事成績評定通知書が事業者に通知されるとの理解でよろしいでしょうか。	電線共同溝事業を包括するPFI事業であり、工事成績評定は実施しません。
35	要求水準書(案)	22	第3	2		既設支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	支障物件の移設費用について記載がありませんが、本事業の入札価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
36	要求水準書(案)	26	第3	3	(13)	舗装の設計	舗装設計期間及び路床CBRについて、ご提示いただけるのでしょうか。	詳細は契約後に示します。
37	要求水準書(案)	27	第3	3	(14)	車道舗装の性能指標及びその値	注1)の記述は、表に示された3つの性能指標と無関係なカンタブロ試験に関するものですが、カンタブロ損失率も性能指標となるのでしょうか。	性能指標は要求水準書(案)の記載のとおりです。

国道４号富谷地区電線共同溝PFI事業　要求水準書（案）に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
38	要求水準書(案)	28	第3	3	（16） 1）	性能保持及び性能評価	浸透水量や騒音値が性能指標である場合、排水性舗装に機能回復処置を行うことがありますが、1年後の性能指標がわだち掘れ量の場合、どのような機能回復処置を想定されているのでしょうか。	必要に応じて事業者と協議します。
39	要求水準書(案)	28	第3	3	（16） 2）	性能保持及び性能評価	「第10編第2章2－2に規定する性能指標」は、「(14)に規定する性能指標」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	28	第3	3	（17） 1）	性能の再評価	浸透水量や騒音値が性能指標である場合、排水性舗装に機能回復処置を行うことがありますが、1年後の性能指標がわだち掘れ量の場合、どのような機能回復処置を想定されているのでしょうか。	必要に応じて事業者と協議します。
41	要求水準書(案)	28	第3	3	（18）	路面切削	「路面切削終了後、速やかに段差摺付を行う」とありますが、施工上の創意工夫を引き出すためにも交通開放前までに段差摺付を行う提案をしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書(案)	31	第3	4	(8)	BIM/CIM活用工事の費用について	「BIM/CIM活用業務に要する費用は、「BIM/CIM実施計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。」とありますが、本事業の入札価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書(案)	31	第3	4	(8) 2)	BIM/CIM活用工事の費用	「2)BIM/CIM 活用業務に要する費用」は、入札価格に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 また、見積書の妥当性を確認したうえで契約金額の変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書(案)	34	第5	1	(1)	一般事項	本事業で構築した電線共同溝の維持管理段階で第三者の工事等が近接して施工する場合、本事業にて立会確認等を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書(案)	36	第5	1	(4)	交通安全管理	「本事業における交通誘導員の構成人員は、上記安全対策について、「警備員等の件抵当に関する規則」第2条に記載される交通誘導警備業務を行う場所毎に配置することと」ありますが、交通誘導警備員の延べ人数は、別途、入札公告で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
46	要求水準書(案)	39	第5	4	(3)	要求水準	「管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。」とありますが、電線共同溝台帳を作成し、占用予定者等からの更新申請を適宜受けて、修正するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道４号富谷地区電線共同溝PFI事業　要求水準書（案）に係る意見回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	5	第1	12		関係機関協議会の設置	この会は、東北地方整備局と事業者(SPC又は選定事業者)により構成することになりますが、宮城県警、富谷市および占用事業者にも参加していただけないでしょうか。	東北地方整備局との協議によります。
2	要求水準書(案)	8	第2	2	(1)	調査項目	本業務はBIM/CIM活用を求められているため、事業者の提案に基づき3次元測量調査の実施を業務内に追加していただきたい。 また、現時点では調査範囲の統一が困難と思われるため、3次元測量は設計変更で対応いただきたい。	BIM/CIM活用に要する業務は設計変更で対応します。
3	要求水準書(案)	21	第3	1	(19) 2)	完成(引渡)検査	工事業務完了時に事業者に対して工事成績評定及び成績評定点を記載した工事成績評定通知書を通知していただけないでしょうか。	電線共同溝事業を包括するPFI事業であり、工事成績評定は実施しません。